

平成23年度文化政策の評価手法に関する調査研究

《事業計画》

概要

(株) ニッセイ基礎研究所

1. 調査研究の実施に関する基本的な考え方と取り組み方針

(1) 文化芸術分野の研究ストックの活用

本調査研究の重要性に鑑み、仕様書に示された5つの対象施策について、有効かつ実効性の高い評価を実現できる様式例の考案や評価手法の提言を行うべく、弊社が、文化政策や文化施設評価などに関する調査研究業務、各種委員会への参画などで蓄積してきた研究ストック、ノウハウ、人的ネットワークなどを最大限に活用して、本調査研究に取り組む方針である。

(2) 文化芸術振興施策の評価に関する基本的な視点

本調査研究の仕様書の《留意点》にも示されているとおり、定量的な側面だけではなく定性的な側面を考慮した評価手法、アウトプットだけではなくアウトカムの測定方法、さらには文化面だけではなく、社会的、経済的側面を含めた多様で幅広いインパクトの把握方法などを含めた評価の手法や仕組みづくりを重視しながら、調査研究を実施することとする。

2. 調査研究の内容と実施方法

(1) 委員会による検討

文化政策や文化芸術の助成事業に関する専門家5～6名程度からなる委員会を設置し、次のテーマ、検討事項に基づいて、委託期間中に3回の開催を予定する。

(2)-1 様式例の考案、評価手法の検討における調査研究の視点

仕様書に記載された5つの施策の効果を把握するために必要な視点・指標を設定し、それに基づいて様式例【Ⅰ】(Aは除く)、様式例【Ⅱ】の考案を含めた評価手法を構築する。

評価手法や指標については、下記(3) 評価手法に関する提言に例示した国内外の文化芸術に関する助成制度や文化事業等の評価に関する先進事例、参考事例を参照し、A～Eの施策の目的や特性を十分に踏まえて検討を行う。

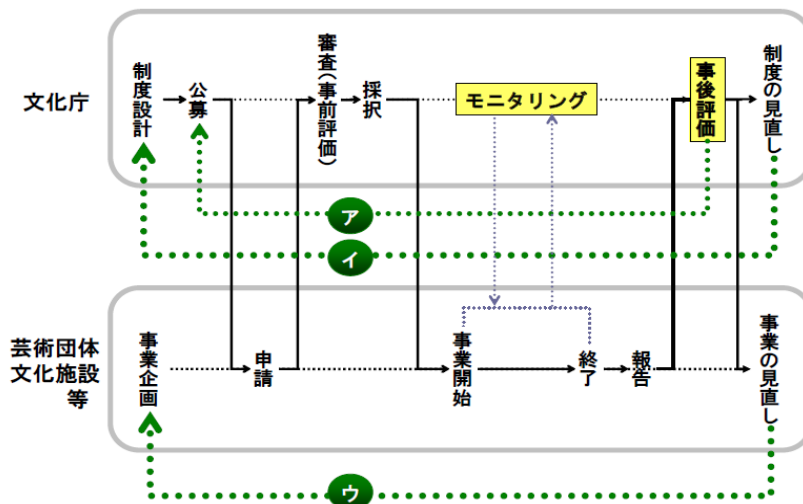
評価指標や様式例、評価手法の検討に際しては、仕様書の《留意点》に記載された事項を含め、次の4つの視点に基づいて、調査研究を進める。

① PDCA(計画、実行、検証、改善)サイクルの確立に資する評価手法

施策や事業の評価は、評価の結果がどうであったかに関心が集まりやすく、評価自体が目的化する傾向が強いが、評価の最大の目的は、評価の過程や分析結果によって問題点や課題を明らかにし、その改善策を立案、実施していくことである。本調査研究では、評価手法の検討、様式例【Ⅰ】【Ⅱ】の考案に際し、以下のとおり複数のPDCAサイクルの確立に資するものを目指すこととする。

- 事後評価の結果に基づいて、当該事業の目的の明確化、審査基準や要項の見直しなどによって、助成制度を改善すること(下図①)
- そうした評価を繰り返すことにより、助成制度そのものを見直したり、場合によっては新たな助成制度の創設につなげたりすること(下図②)
- 評価のプロセスを通じて、助成を受ける側の芸術団体や文化施設がPDCAサイクルを導入し、事業の見直しや改善につなげていくこと(下図③)

【助成の流れとPDCAの視点】



② 定量的・定性的側面の双方を重視した評価の仕組み

定量的側面では、実施地域の規模や特徴を踏まえ、経年推移を中心に分析・評価できる手法を検討する。また、助成を受ける芸術団体や文化施設の基礎情報としてストックし、3～5年単位で運営や事業の動向を分析・把握するとともに、類似団体、施設などとの比較分析を行うことによって自己点検や相対評価ができる仕組みも検討する。

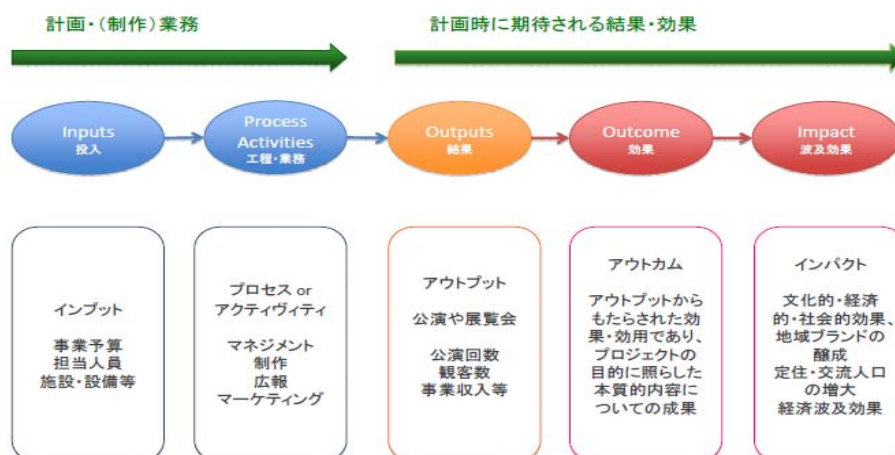
定性的側面としては、各事業の趣旨・目的に沿った幅広い効果を引き出し、多様な立場の複眼的な視点から事業の成果を把握するため、本調査研究では、次のような方法について検討を行い、様式例【Ⅰ】(Aを除く)、【Ⅱ】の考案に反映させる。

- アンケート調査①(観客・参加者等向け、各採択団体が実施)
- アンケート調査②(採択団体向け、文化庁が実施)
- グループインタビュー調査①(観客・参加者等向け、各採択団体が実施)
- グループインタビュー調査②(採択団体向け、文化庁が実施)
- 訪問・観察調査
- 各種資料類の分析

③ アウトプット・アウトカム・インパクトを考慮した評価手法の構築

アウトプット・アウトカム・インパクトに加え、英国の文化政策や文化プログラムなどの評価の理論的なフレームワークとして用いられることの多いロジック・モデルの手法を参考に、インプット、プロセス(もしくはアクティビティ)を含めた評価手法を検討する。

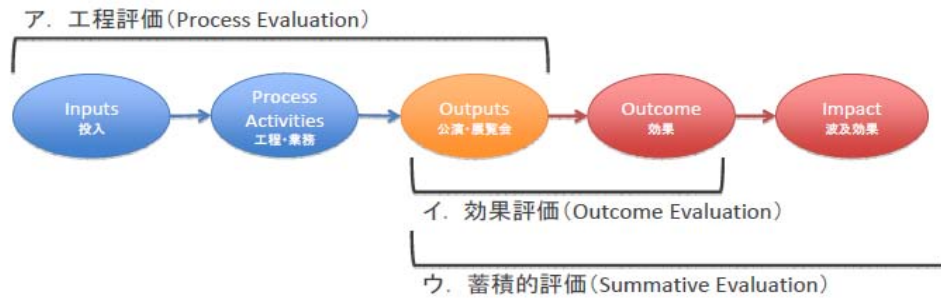
【ロジック・モデルの概念図】



Gay Carpenter, Douglas Emerson Blandy, Arts and cultural programming: a leisure perspective を参考にして作成

また、ロジック・モデルを活用した評価は、次の3つのアプローチから考えることが可能である。

【ロジック・モデルに基づいた3つの評価】



ア. 工程評価 (Process Evaluation) : 主に、公演や展覧会のマネジメントやオペレーションを評価したり、複数年度の施策やプログラムの中間的な成果を測定したりする評価手法。

イ. 効果評価 (Outcome Evaluation) : 主に、公演や展覧会の結果、また、それに参加した個人や家族にどのような効果があったかを測定する評価手法。

ウ. 蓄積的評価 (Summative Evaluation) : 主に、施策やプログラムの最終的な成果、あるいは、施策やプログラムの終了後5～10年の波及効果を測定するための評価手法。効果評価 (Outcome Evaluation) と異なる点は、公演や展覧会に参加した個人や家族だけでなく、その地域や社会までと幅広い視野で効果測定を行う点。

このうち、「ア. 工程評価」は、5つの施策の評価よりも、事業の実施団体が制作業務や事業の実施方法が適切であったかどうかを検証するものである。助成を受ける側の芸術団体や文化施設が PDCA サイクルを確立することが重要である(上記①PDCA(計画、実行、検証、改善)サイクルの確立に資する評価手法を参照)という観点に立って、本調査研究では、様式例【Ⅰ】【Ⅱ】の中に、こうした自己点検できる仕組みも検討したい。

その上で、各施策の趣旨・目的を踏まえ、アウトプット・アウトカム・インパクトを区分する視点や評価の意義について、事業主体との共通認識を促す様式を検討する。とくに、アウトプットの評価に偏るのではなく、施策の目標とするアウトカムや長期的な成果であるインパクトを評価手法に組み入れるべく、様式例【Ⅰ】【Ⅱ】を検討する。

④ 文化的、経済的、その他社会的観点等を考慮した評価手法の検討

既に上記② 定量的・定性的側面の双方を重視した評価の仕組み、及び③ アウトプット・アウトカム・インパクトを考慮した評価手法の構築で述べたとおりであり、各事業が目的とする直接的な効果を測定する評価指標や視点だけでなく、直接的・間接的を問わず、事業を取り巻く環境や影響を及ぼす可能性のある社会領域にも視点を向け、現状や変化、相関関係などの考察が可能となるような評価の仕組みを検討する。

(2)-2 様式例【Ⅰ】の考案と検証

① 作成する様式例

上記(2)-1 様式例の考案、評価手法の検討における調査研究の視点で述べた方法によって、Aを除く施策ごとに様式例【Ⅰ】(一次案、以下のものを想定)を作成する。

- アンケート調査票①(観客・参加者等向け、各採択団体が実施)
- アンケート調査票②(採択団体向け、文化庁が実施)
- グループインタビュー調査①(観客・参加者等向け、各採択団体が実施)の実施要領
- 訪問・観察調査の記入フォーム

② 検証1:資料送付による意見聴取

B～Eの採択団体に協力を依頼して、これら様式例【Ⅰ】の有効性を検証する。なお、協力を要請する採択団体は、事業の実施状況、芸術分野、地域などのバランスを考慮し、文化庁と協議の上、B～Eの施策ごとに5団体をめどに選定する。

③ 検証2:採択団体による意見交換会

東京で「採択団体による意見交換会(B～E、各3団体、計12団体程度。BとE、CとDで各1グループ、計2回)」を開催する。これは、限られた調査期間の中で、全国各地の採択団体を訪問するより、効率的に幅広い団体から具体的な意見聴取を行うためであり、同時に、次項で述べる様式例【Ⅱ】に含まれるグループインタビュー調査②の試行・検証を兼ねたものとする。

(2)-3 様式例【Ⅱ】の考案

様式例【Ⅰ】で収集した各種調査結果を総合的に整理・分析するための総括表として、様式例【Ⅱ】(施策全体の評価様式)を考案する。その際、様式例【Ⅰ】で把握した情報だけではなく、より実態に即した評価、アンケート調査やデータ類では抜け落ちてしまいがちな定性的な成果に関する評価、第三者による専門的な視点からの評価を組み込むため、本調査研究では、以下の二つの方法を検討する。

- グループインタビュー調査②(採択団体向け、文化庁が実施)
- ピアレビュー

(2)-4 様式例【Ⅰ】【Ⅱ】及び評価手法・手順のとりまとめ

上記(2)-2 様式例【Ⅰ】の考案と検証、及び(2)-3 様式例【Ⅱ】の考案で作成した二つの様式例と、それらを活用した評価手法・手順についてとりまとめを行う。評価指標や評価手法は可能な限り、幅広い視点から検討するが、様式例や評価手法・手順のとりまとめに際しては、それが採択団体や文化庁等の評価担当者にとって過度の負担とならぬよう、評価に有効な指標や方法を取捨選択しながら、実用性の高いものとなるよう留意する。

(3) 評価手法に関する提言

① 先進事例の紹介

本調査研究の対象となっている5つの施策の評価手法を検討し、文化庁における具体的な評価への取り組みの参考とするため、国内外の代表的な先進事例を次の中からピックアップし、整理・紹介する。

◎国内参考事例

- アサヒビール株式会社／(財)アサヒビール芸術文化財団
- (公社)企業メセナ協議会 GBFund
- (公財)京都地域創造基金
- (公財)セゾン文化財団
- (公財)トヨタ財団
- (財)文化・芸術による福武地域振興財団

◎海外参考事例

調査名称 (国・対象地域 調査年)	調査主体 (実施・委託機関)	調査内容	参考になると思われる施策
芸術性評価スキーム Artistic Assessment Scheme (英国全体 -)	アーツカウンシル・イングランド	アーツカウンシル・イングランドが、定期的な財政支援(Regular Funding)を行っている芸術団体や文化施設の芸術性を評価するためのスキーム。芸術家、アーツマネージャー、評論家等を通してモニタリングを実施。	A トップレベルの舞台芸術創造事業
エジンバラ・フェスティバル評価研究 Edinburgh Festivals Impact Study (英国エジンバラ 2011年)	エジンバラ国際フェスティバル協会 (BOPコンサルティング)	世界三大演劇フェスティバルの一つとして有名なエジンバラ国際フェスティバル、エジンバラ・フェスティバル・フリンジ等を含む12のフェスティバルの評価レポート。経済的、文化的、社会的、メディア的、環境的効果を測定。また、各フェスティバル団体が自己評価をするための新しい評価の枠組みと手法を確立。	B 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業

歴史的な環境の地域再生の効果 The Impact of Historical Environment Regeneration (英国各都市 2010年)	英国遺産局 (English Heritage) (AMIONコンサルティング)	歴史的な史跡が都市や町に与える経済的、社会的効果を分析。英国での事例をケーススタディとして紹介。	C 文化遺産を活かした観光振興、地域活性化事業
文化遺産が主導する地域再生の社会的効果 Social Impacts of Heritage-led Regeneration (英国各都市 2008年)	建築的文化遺産ファンド (エラ・パルマ・ヘリテージ)	文化遺産を活かした地域再生の可能性を、健康、犯罪、教育などの社会的な効果から分析。英国での事例をケーススタディとして紹介。	C 文化遺産を活かした観光振興、地域活性化事業
“Culture 10”のモニタリングと評価の枠組み Monitoring and Evaluation Framework for Culture 10 (英国ニューカッスル・ゲーツヘッド 2006年)	ニューカッスル・ゲーツヘッド・イニシアティブ (SQW)	文化・芸術による都市再生を成功したニューカッスル・ゲーツヘッドの主要プログラム「Culture 10」のモニタリングと評価の枠組みを示したレポート。経済的、社会的、都市のイメージの効果のほか、ニューカッスル・ゲーツヘッドの文化・芸術発信拠点についての考察がある。	D 文化芸術創造都市推進事業
欧州文化首都のリバプールの経験 Creating an Impact (英国リバプール 2010年)	リバプール大学	かつての石炭や鉄鋼業、造船業などの主幹産業の衰退により、荒廃してしまったリバプールが、創造都市への再出発を試み、2008年の欧州文化首都を開催。その経験がリバプール市に与えた経済的、文化的、社会的、環境的效果を測定した評価レポート。	D 文化芸術創造都市推進事業
欧州文化首都の都市空間への影響 The Look of the City (英国リバプール 2010年)	リバプール大学	2008年、リバプール市で開催された欧州文化首都が与えた都市のイメージの変化を測定した評価レポート。都市のブランディングを軸に記述されている。	D 文化芸術創造都市推進事業
芸術家の国際的な移動を支援するプログラム Artists' International Mobility Programs (世界各地 2004年)	国際アーツカウンシル文化機関連盟 (ジュディス・ステインズ)	世界各国のアーツカウンシル及び政府機関を結ぶネットワーク会議で発表された、アーティスト・イン・レジデンス・プログラムを含む、芸術家の国際的な移動を支援するプログラムの包括的評価レポート。	E 文化芸術の海外発信拠点形成事業

弊社の研究ストック及び各 HP 掲載情報に基づいて作成

② 有効な評価手法の確立に向けた提言

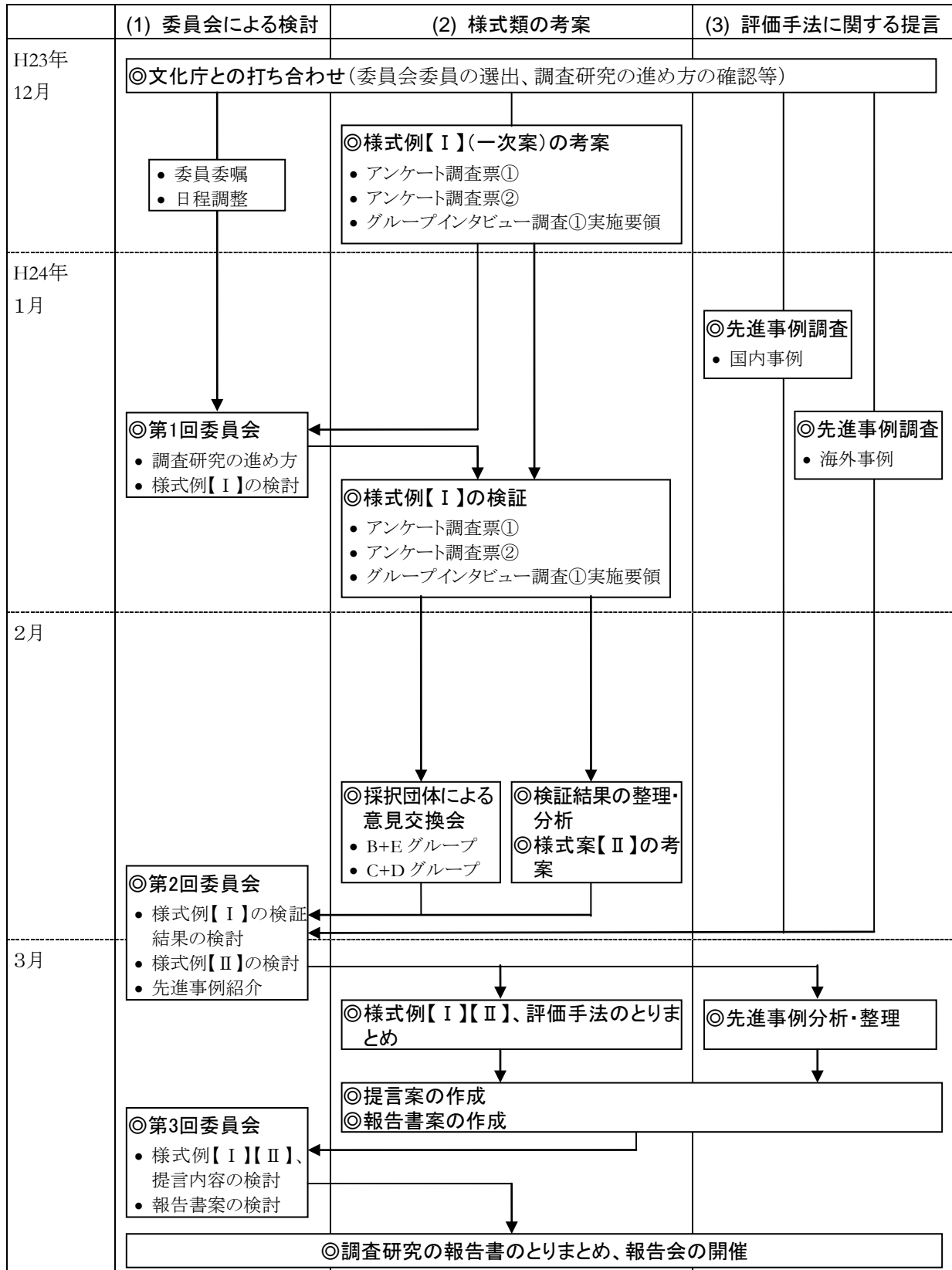
(2)-1～(2)-4で検討、作成した様式例【I】【II】及びそれらを活用した評価手法・手順、並びに、(3)①で紹介した先進事例や(1)委員会による検討に基づいて、本調査研究で対象となっている5つの施策に限ることなく、我が国の文化政策に関する有効な評価手法の確立に向けた提言を行う。

(4) 研究成果報告等

ここまでの調査研究の成果を報告書としてとりまとめるとともに、文化庁ならびに(独)日本芸術文化振興会の担当部局を対象にした報告会を開催する。報告書は、様式例【I】【II】を含め、図表類を活用して、調査研究の成果が理解しやすいものとなるよう留意する。

(5) 調査研究の行程

本調査研究は下図に示したスケジュールを基本に、文化審議会文化政策部会との連携方法を含め、文化庁と協議しながら実施する。



文化政策の評価手法に関する調査研究
仕様書

1. 事業の趣旨

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針、平成23年2月8日閣議決定、対象期間：平成23～27年度の概ね5年間）においては、同基本方針に基づく文化芸術振興施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上に資するため、重点戦略に係るPDCA（計画、実行、検証、改善）サイクルを確立する必要がある、そのために有効な評価手法の確立に努めることとしている。

この方針を踏まえ、文化政策（第3次基本方針に基づく主要な施策）の評価に必要な指標の開発等に関する調査研究を実施することにより、有効な評価手法の確立に資するものとする。

2. 事業の内容

(1) 委員会による検討

本調査研究に関わる専門家（外部有識者を含めることが望ましい。）による委員会を設置し、下記（2）から（4）を実施するための具体的方法等について検討を行う。

《留意点》

- ・ 委員会は定期的開催（開催日数等は調査内容に応じて設定）することとし、各回の詳細な日程・検討内容等については事前に文化庁と協議すること。
- ・ 委員会の運営に当たっては、事前にあつては日程調整・開催通知等、事後にあつては議事録（議事概要でも可）の作成等、必要な事務手続を行うこと。
- ・ 文化審議会文化政策部会との連携を図ること（別紙参照。同部会は、委託期間中に3回程度開催する予定であり、対応方針についてはその都度文化庁より連絡する。）。

(2) 様式例の考案

我が国の文化政策（第3次基本方針に基づく主要な施策のうち、文化庁の指定するもの（下記））の効果を把握するために必要な視点・指標を設定するとともに、実用的な様式例（【Ⅰ】アンケート調査票等、個別の取組事例に係る基礎的データや効果の測定様式、及び【Ⅱ】施策全体の評価様式）を考案する。

《対象施策》※各施策の概要は文化庁等のホームページ等を参照のこと。

A. トップレベルの舞台芸術創造事業

<http://www.ntj.jac.go.jp/suishin.html>

B. 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業

http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/02geki_jyo_ongakudo/h23.html

C. 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko_kasseika/index.html

D. 文化芸術創造都市推進事業

http://www.bunka.go.jp/ima/souzou_toshi/suishinjigyo.html

E. 文化芸術の海外発信拠点形成事業

http://www.bunka.go.jp/kokusaibunaka/kaigai_jigyo.html

《留意点》

- ・ 各施策の特性、趣旨・目的を十分に踏まえるとともに、各施策の効果を的確に把握するため、①定量的・定性的側面、②アウトプット・アウトカム・インパクトの区分、③文化的、経済的、その他社会的観点等の組合せにより適切な視点・指標の設定に努めること。
- ・ 様式例【Ⅰ】については、対象施策ごとに複数（数件程度）の具体事例を取り上げ、委託期間内において可能な範囲でその有効性を検証すること。
- ・ 対象施策Aについては、（独）日本芸術文化振興会におけるPD・POを活用した新たな審査・評価等の仕組みとの関係を十分に踏まえ、施策全体に関する視点・指標の設定及び様式例【Ⅱ】の考案に限ること（様式例【Ⅰ】の考案は行わない）。
- ・ 調査研究の着手時はもとより、進捗状況に応じて随時文化庁と協議すること。

(3) 評価手法に関する提言

文化政策の評価に係る先進事例の紹介等、有効な評価手法の確立に向けた提言を行う。

《留意点》

- ・ 「先進事例の紹介」は例示であって自由な提言を行って良いこと。
- ・ 先進事例の紹介を行う場合には、国内外・官民・他の政策分野等幅広く調査研究対象とすることが望ましいこと。

(4) 研究成果報告等（調査研究を行った内容を総括する報告書を作成）

3. 成果物の提出

(1) 報告書150部

※報告書には理解しやすい図、表等も盛り込むこと。

※電子媒体(CD-R)によっても納品するものとし、報告書作成の為に作成した全てのデータを章立てごと等に分類・整理し提出するものとする。

(2) 納入期限

報告書：平成24年3月30日(金)

(3) 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁長官官房政策課政策調整係

4. 及び5. (略)